

吹田市健都イノベーションパーク利用事業（令和2年度公募） 実施要項等に関する質問書に係る回答書

【令和2年10月10日から令和2年10月28日受付分まで】

令和2年11月6日時点

番号	対象資料 ページ	該当 箇所	質問内容	回答
1	実施要項 P. 5	第2 1 (2)・ (3) (回答書 3番)	「単体決算情報」としての基準審査とのお考えを開示頂きました。単体決算情報とした場合ですが、キャッシュフロー計算書については作成しておらず提出できませんが、この場合は準備可能な決算情報の提出で良いでしょうか？	単体キャッシュフロー計算書を作成していない場合、直近3事業年度分の「営業キャッシュフローの値」を、計算の過程がわかる形で記載した参考資料を提出してください。また、当該参考資料については、所在地、会社名及び代表者名を記入の上、代表者印を押印してください。
2	実施要項 P. 17	第6 1 (3)	「物件引渡し」については、土地の重要事項に関する資料（土壌調査、埋設物に関する資料など）も原本を引渡し頂けるものと理解していますが、間違いないでしょうか？	お考えの資料については、本件事業用地以外の土地も含まれている可能性があるため、原本の引渡しのお約束はできません。本市が保管している資料データは、事業実施者からの請求により提供可能です。
3	実施要項 P. 19	第6 6 (回答書 14番)	プラン等の計画変更は原則認められないとのことですが、事業推進にあたり、応募時の提案内容の構想に影響を与えない範囲で、建設プランや事業計画について、より改善・改良していくことが考えられます。 その場合、貴市と相談の上で「提案内容の水準を維持している」と判断できる範囲内で、建設プランや事業計画の修正を行うことは可能でしょうか。	提案書記載の建設プランや事業計画が評価され、結果として優先交渉権者決定につながることから、提出後の変更は、原則認められません。 但し、仮に建設プランや事業計画について、より改善・改良等を検討される場合は、本市に相談してください。

番号	対象資料 ページ	該当 箇所	質問内容	回答
4	別紙3 物件調書 P. 1	特記事項 (2) (回答書 10月26日 追加公表 分 24番)	<p>調整池地下躯体の解体範囲・埋戻し部の状況について、追加回答を頂きましたが、構造・施工計画を行うにあたり、埋め土の性状を把握するためのチェックボーリングを、優先交渉者決定直後に実施することは可能でしょうか。</p> <p>また、調整池地下躯体範囲外の敷地内地盤調査については、着手時期に制約があるのでしょうか？(etc 埋蔵文化財調査後でないとは不可等)</p>	<p>ボーリング等の作業を伴う調査は、所有権移転完了後に可能となります。</p> <p>また、調整池地下躯体範囲外の敷地内地盤調査についても同様とします。</p> <p>所有権移転完了後の各種調査等の時期については、隣接地の開発実施者をはじめとした各関係者に確認し、調整の上決定してください。</p>

以上